

証券コード 6167

平成29年6月5日

株 主 各 位

東京都大田区下丸子二丁目17番10号
富士ダイス株式会社
代表取締役社長 西 嶋 守 男

第61回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の『株主総会参考書類』をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時 [午前9時受付開始]
- 場 所 東京都大田区西蒲田八丁目3番5号
プラザ・アペア 2階 [オリジア]
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
- 会議の目的事項
報告事項
 - 第61期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第61期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件
第3号議案 取締役賞与支給の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎当日、お土産はご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の添付書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.fujidie.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

事業報告

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業収益の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調を維持しているものの、中国をはじめとした新興国の景気下振れリスク、英国のEU離脱問題、米国の新政権の政策動向に加え、北朝鮮問題等の地政学的リスクも高まっており、先行き不透明な状況が続いております。

超硬工具業界におきましては、上記のような経済の状況を受け、業界全体の出荷額が3,322億円（対前年度比135億円減・3.9%減）と平成27年度を下回りましたが、当社製品の主な市場であります超硬耐摩耗工具の出荷額は379億円（対前年度比6億円増・1.6%増）と平成27年度を上回りました。

こうした状況のなか、当社グループは「革新」の年度方針のもと、高品質・低コスト・短納期・充実したサービスの向上に努めてまいりました。また、持続的な成長を目指し、①業務の効率化による収益率の向上、②海外売上の拡大・国内市場の深耕、③成長分野への注力に取り組んでおり、その一環として熊本製造所製造棟の建替えを行い、平成28年11月より新工場での稼働を開始いたしました。なお、当社は平成29年4月12日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。今後も株主の皆様のご期待にお応えすべく、事業の成長、企業価値の向上を目指し、また事業を通じて社会に貢献してまいります。

超硬製工具類では、国内向けの大型パイプ用ダイスや海外向けの溝付きプラグ、生産設備用の刃物類が市況の変化により低調であったものの、海外向けの熱間圧延ロールや混錬工具の販売が増加し、売上高は4,523百万円（前連結会計年度比8.0%増）となりました。

超硬製金型類では、製缶金型が好調に推移したものの、電池関連金型の販売が計画を下回る等、売上高は4,101百万円（前連結会計年度比0.8%減）となりました。

その他の超硬製品では、粉末成形金型用の超硬合金チップや精密プレス金型用の超硬合金チップが引き続き堅調に推移したことにより、売上高は3,698百万円（前連結会計年度比3.5%増）となりました。

超硬以外の製品では、半導体用のセラミックス製品およびレンズ成形用のFHR製品が前年度特需の反動減により低調となったものの、半導体用の混錬工具や引抜鋼管が堅調に推移したことにより、売上高は4,324百万円（前連結会計年度比3.9%増）となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は16,648百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。利益につきましては、営業利益は売上高の増加等により1,161百万円（前連結会計年度比20.6%増）、経常利益は為替差損の減少等により1,194百万円（前連結会計年度比24.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は855百万円（前連結会計年度比16.7%増）となりました。

なお、当社グループは耐摩耗工具関連事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、2,488百万円であります。

その主なものは当社における熊本製造所製造棟の建替工事、生産設備の増強、老朽代替であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社グループは、「事業を通じて広く社会に貢献し、幸せな人を育てる」「人間尊重、人間中心の経営」を企業理念とし、広く産業とくらしを支え、社会に貢献できる人、そして、自分を必要としてくれる社会に対して感謝の気持ちを持つことができる人、そういう幸せな人を育て、真に人間が働く喜びを味わえる企業経営を行うことを、経営の基本方針としております。

②目標とする経営指標

当社グループは、収益性を重視し、「売上高経常利益率」を重要な経営指標として位置づけております。経営効率の向上、利益率の確保を推進し、指標の向上に取り組んでまいります。

③中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

今後のわが国経済は、引き続き緩やかな景気回復が続くものの、米国新政権の動向や、ユーロ圏の主要国において議会選挙、大統領選挙が予定されていること等、政治・経済の

不確定要素が増しており、中国や新興国の景気下振れリスクも含め、全体として先行き不透明な状況が続くと予想されます。

このような環境のもと、当社グループは、1.業務の効率化による収益率の向上、2.海外売上の拡大、3.成長分野への注力、4.人材の育成・活用を対処すべき課題と認識しており、2016年度（平成29年3月期）からの3カ年を対象期間とした中期経営計画を策定し、企業価値の向上に向けて、以下の諸施策に取り組んでおります。

1.業務の効率化による収益率の向上

顧客対応に重点を置いた国内外の拠点最適化を目指し、海外2拠点(タイ・インドネシア)の生産量を高めるとともに、国内においては生産拠点の再編を行い、自動化・省力化を一層進め、生産効率の向上並びにコスト低減を図ります。

2.海外売上の拡大

中国及び東南アジア地域等に設立した子会社を中心に、それらの地域の市場拡大に対応すべく、販売・生産能力の強化を進めるとともに、「品質」・「コスト」・「納期」・「サービス」面の顧客ニーズに応え、主として自動車部品メーカーへの拡販、高付加価値製品の売上増加を図ります。

3.成長分野への注力

国内製造業については、国内需要縮小の流れの中で、技術要求の高い新分野（航空機、次世代自動車等）への転換が進むことが予測されます。これら新分野市場への拡販を目指し、粉末冶金技術を駆使した新材料の研究開発及び高精度かつ超精密加工技術に関する研究開発を一体で進展させ、新製品開発力の向上と開発のスピードアップを図ります。

4.人材の育成・活用

当社グループの企業理念を理解・実践し、ビジョンを実現する人材、具体的には、中期経営計画の実現に向けて、グローバルに活躍する人材やソリューションビジネス(課題発見・課題解決・提案)を実行する人材の育成及び活用を図ります。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第58期 平成26年3月期	第59期 平成27年3月期	第60期 平成28年3月期	第61期 (当連結会計年度) 平成29年3月期
売上高 (百万円)	—	16,251	16,060	16,648
経常利益 (百万円)	—	1,130	959	1,194
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	—	767	732	855
1株当たり当期純利益 (円)	—	38.65	36.63	42.76
純資産 (百万円)	—	17,306	17,376	17,836
総資産 (百万円)	—	24,383	23,633	25,245
1株当たり純資産額 (円)	—	865.32	868.82	891.81

- (注) 1. 当社は平成27年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第59期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。
3. 当社は第59期より連結計算書類を作成しております。
4. 当社は第60期より「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第58期 平成26年3月期	第59期 平成27年3月期	第60期 平成28年3月期	第61期 (当事業年度) 平成29年3月期
売上高 (百万円)	13,780	14,677	14,529	15,140
経常利益 (百万円)	868	938	939	1,142
当期純利益 (百万円)	589	659	770	835
1株当たり当期純利益 (円)	3,071.90	33.21	38.52	41.75
純資産 (百万円)	15,600	15,969	16,309	16,750
総資産 (百万円)	21,200	22,278	21,952	23,496
1株当たり純資産額 (円)	81,254.07	798.47	815.49	837.50

- (注) 1. 当社は平成27年1月16日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第59期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市	10百万円	100%	耐摩耗工具等の製造
富士シャフト株式会社	福島県二本松市	20百万円	100%	引抜鋼管の製造販売
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国チョンブリ県	145百万THB	100%	耐摩耗工具等の製造販売
富士模具貿易(上海)有限公司	中国上海市	3百万元	100%	耐摩耗工具等の販売
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州	53,645百万IDR	100%	耐摩耗工具等の製造販売
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州	90百万INR	100%	耐摩耗工具等の販売
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシアペナン州	1百万MYR	100%	耐摩耗工具等の販売

- (注) 1. 議決権比率は、子会社が保有する議決権との合計であります。
 2. FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITEDはインド共和国の経済環境、当社顧客の動向を鑑み、平成28年8月から事業を休眠しております。今後につきましては当社において市場調査、拡販を行い、事業再開を予定しております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、超硬耐摩耗工具製造販売を主要な事業内容としております。

主要な製品と具体的な用途例は以下のとおりであります。

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製工具類	ダイス、プラグ	線材、パイプの生産用工具
	溝付プラグ	熱交換器用パイプの生産用工具
	熱間圧延ロール	建材、鉄鋼素材の生産用工具
	冷間フォーミングロール	建材、パイプの生産用工具
	超高压発生用工具	人工ダイヤモンド・cBN等の生産用工具
	混練工具	半導体用樹脂・セラミックス等の生産用工具
	刃物類	鋼板、フィルム、箔などを切断する刃物

製品区分	主要製品	具体的な用途例
超硬製金型類	自動車部品生産用金型	エンジン・駆動系・操舵系・安全装置部品の生産用金型
	製缶金型	飲料缶、食用缶の生産用金型
	電池関連金型	電池ケース、電池部材の生産用金型
	光学素子成形用金型	ガラスレンズの生産用金型
	粉末成形用金型	磁石、焼結部品の生産用金型
	半導体・電子部品用金型	封止材生産用金型
その他の超硬製品	各種部品	ガイドレール、シールリング等、各種装置部品
	超硬合金チップ	各種金型・工具、刃物の素材
超硬以外の製品	鋼製品	飲料缶、エンジン部品等の生産用金型
	セラミックス製品	機械工具、治工具
	FHR製品	放熱用部材、鋳造用部材
	KF2製品	半導体用樹脂等の生産用工具、治工具
	銅タングステン合金	放電加工用電極
	ダイヤモンド研削砥石	硬質脆性材料の加工用砥石
	固体潤滑複合材料（NFメタル）	真空蒸着装置用軸受、特殊環境用軸受
	引抜鋼管	ベアリング、自転車部品の部材

(8) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	東 京 都 大 田 区	大 阪 工 場	大 阪 府 吹 田 市
郡 山 製 造 所	福 島 県 郡 山 市	岡 山 製 造 所	岡 山 県 倉 敷 市
秦 野 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	門 司 工 場	福 岡 県 北 九 州 市 門 司 区
秦 野 第 二 工 場	神 奈 川 県 秦 野 市	熊 本 製 造 所	熊 本 県 玉 名 郡 南 関 町
名 古 屋 工 場	愛 知 県 名 古 屋 市 緑 区	ダ イ ヤ モ ン ド 工 具 工 場	福 島 県 郡 山 市

(注) 平成29年5月20日付をもって、門司工場の生産機能を停止し他工場に集約いたしました。

②子会社

会 社 名	所 在 地
新和ダイス株式会社	山梨県甲州市
富士シャフト株式会社	福島県二本松市
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ国チョンブリ県
富士模具貿易（上海）有限公司	中国上海市
PT.FUJILLOY INDONESIA	インドネシア共和国西ジャワ州
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED	インド共和国ハリヤーナー州
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.	マレーシア国ペナン州

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,065 名	6 名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
865 名	1 名減	39.7 歳	16.0 年

(注) 上記従業員数には、パートを含み、役員及び子会社への出向者等は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	203
株 式 会 社 山 梨 中 央 銀 行	150
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	119
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	50
株 式 会 社 肥 後 銀 行	40

百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は平成29年4月12日に東京証券取引所市場第一部に市場変更いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,000,000株
- (3) 当期末株主数 3,686名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
富士ダイス社員持株会	3,895,431株	19.5%
木下 美佐子	1,830,300株	9.2%
新庄 美智子	1,815,300株	9.1%
株式会社CS企画	1,775,300株	8.9%
矢作 玲子	1,664,700株	8.3%
新庄 敦子	590,000株	3.0%
新庄 由美子	300,000株	1.5%
MSIP CLIENT SECURITIES	288,400株	1.4%
株式会社シルバーロイ	260,400株	1.3%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	252,700株	1.3%

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況等
代表取締役	西嶋守男	社長
常務取締役	井出剛	業務本部長
取締役	久保井恒之	生産本部長
取締役	千葉理彦	技術開発本部長
取締役	渡邊祥司	営業本部長
取締役	多田隈豊	生産本部副本部長兼生産管理統括センター長
取締役	春田善和	企画部長
取締役	本多實	
取締役	澤井英久	新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授、日本弁護士国民年金基金理事長、株式会社アイセイ薬局社外監査役
常勤監査役	宮川弘	
監査役	岸田一男	
監査役	大森実	

- (注) 1. 取締役 本多實氏及び取締役 澤井英久氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 岸田一男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役 本多實氏、取締役 澤井英久氏、監査役 岸田一男氏及び監査役 大森実氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の全員及び監査役の全員との間で会社法第427条第1項に基づき、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務について善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (内社外取締役)	9人 (2人)	186百万円 (15百万円)
監 査 役 (内社外監査役)	3人 (2人)	28百万円 (14百万円)
合 計	12人 (4人)	215百万円 (30百万円)

- (注) 1. 平成27年6月26日開催の第59回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額300百万円以内と決議いただいております。
2. 平成25年6月28日開催の第57回定時株主総会において、監査役の報酬額は年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・第61回定時株主総会において決議予定の取締役賞与25百万円。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職及び当社と当該法人等との関係

取締役 澤井英久氏は新四谷法律事務所代表、国立大学法人電気通信大学客員教授、日本弁護士国民年金基金理事長及び株式会社アイセイ薬局の社外監査役を兼任しておりますが、これらの兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	本 多 貴	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。長年にわたり企業経営に携わられた経験と知見から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取 締 役	澤 井 英 久	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監 査 役	岸 田 一 男	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監 査 役	大 森 実	当事業年度に開催された取締役会15回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。上場会社の取締役、監査役として経営の経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、監査品質を維持向上していくために合理的な水準と判断し、同意いたしました。

(3) 子会社の監査に関する事項

当社の在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当であると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(平成28年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令 (業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・ 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ・ 同監査法人の運営が著しく不当と認められたこと。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、次の取組みを行う。

- ①経営理念に基づく行動規範を策定し、日々の教育研修を通じて、社員全員への浸透を図る。
- ②『コンプライアンス規程』を制定し、役員、従業員等へのコンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関する活動を目的として、コンプライアンス委員会を設置、運用する。
- ③社内外に通報窓口を有する内部通報制度を整備、活用し、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防止する。
- ④『反社会的勢力への対応規程』等を制定し、反社会勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを明確にするとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署の設置や、警察等の外部機関との協力体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、次の取組みを行う。

- ①取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書、報告書その他取締役の職務の執行に係る重要な書類(電磁的記録含む)について、関連資料とともに法令及び社内規程に従って保管し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、適切なリスク管理体制の整備のため、次の取組みを行う。

- ①『リスクマネジメント基本規程』に基づき、リスクマネジメント委員会を設置し、各種事業リスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応策を整備する。
- ②実際に企業の存続を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を速やかに設置し、関係者の招集を行い、組織的・集中的かつ的確に対応することによって、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、次の取組みを行う。

- ①組織の構成と各組織の職務権限及び職務分掌を定めた『業務規程』を策定する。
- ②経営会議を設置し、重要案件について、取締役、執行役員及び関連部門長が事前の審議を行うことにより、適切かつ迅速な意思決定を促進する。
- ③中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具体化するため、毎事業年度の事業計画を策定する。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが適正な事業運営を行い、グループとして成長、発展し続けるため、次の取組みを行う。

- ①経営理念やコンプライアンス意識を、グループ全体に浸透させ、共有する。
- ②当社グループ共通の中長期の方針をもとに、各社で中期経営計画、事業計画等の重要事項の策定を行い、当社の取締役会において承認するとともに、事業計画の実施状況等を取締役に報告する。
- ③当社グループにおける、ITへの利用に係る方針及び手続きを適切に定める。
- ④『子会社管理規程』を策定し、子会社の経営管理等を行う。
- ⑤監査役や、内部監査部門は、必要に応じてグループ会社を監査する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合について、次の取組みを行う。

- ①監査役は、職務執行において必要に応じて内部監査部門の使用人に補助を求めることができることとし、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して行う。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の独立性を確保するため、取締役と監査役が協議を行う。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役への報告に関する体制について、次の取組みを行う。

- ①取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
- ②取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。
- ③監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。
- ④監査役は、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めたときは、再監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。
- ⑤監査役に①または②の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、次の取組みを行う。

- ①監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
- ②監査役は、重要な会議の議事録、取締役及び執行役員が決裁を行った重要な稟議書類について、いつでも閲覧することができる。
- ③監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間で定期的な意見交換を行う。
- ④監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じ弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑤監査役が、職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、当社はこれに応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「コンプライアンス規程」を制定しており、取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、コンプライアンス意識の浸透や、コンプライアンス違反への対応を定めるとともに、コンプライアンス体制の維持・向上に関

する活動を行っております。

- ・当社は、「内部通報規程」を制定しており、社内通報窓口を内部監査室、社外通報窓口を契約弁護士として、違法行為や倫理違反などに対して、社内で自浄作用を働かせ、不祥事を未然に防ぐための整備をしております。なお、当期において、法令違反等に関わる内部通報案件はありませんでした。
- ・当社は、「反社会的勢力への対応規程」を制定しており、反社会的勢力との関係を遮断するために取引先に対して、反社会的勢力の確認を実施しております。また警察等の外部機関と連携を取る体制を整備して運用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会、経営会議等の議事録及び関係資料は、法令及び社内規程に従って保管しており、取締役及び監査役は、必要に応じて記録を閲覧しまたはその写しを入手しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、『リスクマネジメント基本規程』を制定しており、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を四半期に1回開催してリスク情報の収集と分析を行い、その予防と緊急時の対応に関する施策を整備して運用しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、職務の執行を効率的に行うため、『業務規程』を定めて運用しております。
- ・当社は、経営会議を月に1回開催して、重要案件等について取締役、執行役員及び関連部門長が審議し、適切かつ迅速な意思決定を行っております。
- ・当社は中長期の方針を定め、これを機軸に中期経営計画を策定するとともに、当該計画を具現化するため、毎事業年度の事業計画を策定しております。

(5) 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループは、上記(4)で定めた中長期の方針に基づき、グループ各社で中期経営計画及び事業計画を策定し、当社の取締役会において承認しております。事業計画の実施状況は、経営会議に報告しております。
- ・当社は、『子会社管理規程』を制定しており、同規程に基づいて、子会社ごとに定め

られた主管部門が経営管理を実施しております。

- ・ 当社は、監査役と内部監査部門が連携して、グループ会社の業務監査を実施し、経営会議に報告しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・ 監査役は、職務執行において内部監査部門の使用人に補助を求めることができ、当該使用人は、その事項に関して取締役、内部監査部門の長等の指揮命令から独立して、監査役の職務の補助を行うことができる体制をとっております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 取締役及び使用人は、法令違反や会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に当該事実に関する事項を速やかに報告する体制をとっております。
- ・ 監査役は、取締役及び使用人に業務執行に関する報告を求めて、速やかに報告を受けております。
- ・ 監査役は、内部監査に係る年次計画について、事前に説明を受け、その内容を確認しております。
- ・ 監査役は、内部監査部門の長から内部監査の実施状況について適宜報告を受けております。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、経営会議、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、議事録等を確認しております。
- ・ 監査役は、代表取締役社長及び監査法人との間でその都度、意見交換をしております。
- ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家を活用し、監査業務に関する助言を受けております。

本事業報告中の記載数字は、金額については、表示単位未満の端数を切捨て、比率の数値については、四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,056	流動負債	5,545
現金及び預金	5,681	支払手形及び買掛金	2,178
受取手形及び売掛金	4,768	短期借入金	383
有価証券	1,000	1年内返済予定の長期借入金	72
商品及び製品	136	リース債務	25
原材料及び貯蔵品	839	未払金	686
仕掛品	1,240	未払法人税等	318
繰延税金資産	173	未払費用	777
その他	220	賞与引当金	280
貸倒引当金	△3	役員賞与引当金	27
固定資産	11,188	その他	794
有形固定資産	10,156	固定負債	1,863
建物及び構築物	4,393	長期借入金	108
機械装置及び運搬具	2,817	リース債務	27
土地	2,701	繰延税金負債	8
建設仮勘定	2	役員退職慰労引当金	1
その他	241	退職給付に係る負債	1,710
無形固定資産	142	その他	7
投資その他の資産	890	負 債 合 計	7,409
投資有価証券	354	純 資 産 の 部	
長期貸付金	24	株主資本	17,656
繰延税金資産	424	資本金	164
その他	88	利益剰余金	17,492
貸倒引当金	△1	その他の包括利益累計額	179
		その他有価証券評価差額金	102
		為替換算調整勘定	183
		退職給付に係る調整累計額	△105
		純 資 産 合 計	17,836
資 産 合 計	25,245	負 債 及 び 純 資 産 合 計	25,245

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	16,648
売上原価	12,429
売上総利益	4,218
販売費及び一般管理費	3,056
営業利益	1,161
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	7
受取賃貸料	24
その他の	25
営業外費用	
支払替利息	15
支払替差損	6
その他の	12
経常利益	34
特別利益	1,194
固定資産売却益	16
その他の	0
特別損失	
固定資産売却損	2
固定資産除却損	23
減損損失	30
特別退職金	44
税金等調整前当期純利益	100
法人税、住民税及び事業税	334
法人税等調整額	△79
当期純利益	1,111
非支配株主に帰属する当期純利益	855
親会社株主に帰属する当期純利益	-
	855

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月 31日)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	利益剰余金	株主資本合計
当 期 首 残 高	164	17,077	17,241
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△440	△440
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		855	855
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			
当 期 変 動 額 合 計	-	415	415
当 期 末 残 高	164	17,492	17,656

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額 合計	
当 期 首 残 高	48	230	△143	135	17,376
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△440
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					855
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	53	△47	38	44	44
当 期 変 動 額 合 計	53	△47	38	44	459
当 期 末 残 高	102	183	△105	179	17,836

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月31日)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称 新和ダイス株式会社
富士シャフト株式会社
FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.
富士模具貿易(上海)有限公司
PT.FUJILLOY INDONESIA
FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED
FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.、富士模具貿易(上海)有限公司、PT.FUJILLOY INDONESIA、FUJILLOY INDIA PRIVATE LIMITED、FUJILLOY MALAYSIA SDN.BHD.の決算日は12月31日であります。

なお、連結計算書類の作成にあたり、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等による時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

② たな卸資産

製品・仕掛品（完成粉末を除く）

主として個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

仕掛品（完成粉末）・原材料（原料粉末）

主として総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。)

なお、在外連結子会社につきましては、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物	15 ～ 50年
機械装置及び運搬具	12年
工具器具備品	2 ～ 10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法
（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）
によっております。）
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、
貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込
額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ
き額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべ
き額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給
額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に
帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の前平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「流動負債」の「支払手形及び買掛金」に含めていた「設備支払手形」は、重要性が増したため、当連結会計年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前連結会計年度の「設備支払手形」は99百万円であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	539百万円
土地	700百万円
合計	1,239百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	350百万円
合計	350百万円

当該債務に係る根抵当権の極度額は3,200百万円であります。

2 有形固定資産の減価償却累計額 17,810百万円

(連結損益計算書に関する注記事項)

1 減損損失に関する注記事項

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
熊本県南関町	遊休資産	建物及び構築物	29
熊本県南関町	遊休資産	機械装置及び運搬具	0
熊本県南関町	遊休資産	その他	0

当社グループは、原則として会社単位を基準にグルーピングを行っており、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、遊休資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として計上しました。

なお、当資産グループの回収可能額は、零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記事項)

1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,000,000	-	-	20,000,000

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	440	22.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	440	22.0	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(注) 1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部への市場変更を記念した記念配当1円が含まれております。

(金融商品に関する注記事項)

1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を主とし、銀行借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従いリスク低減を図っております。また投資有価証券は主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を確認する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが1年以内の支払期日です。借入金のうち短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金及びファインナス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。なお、借入金の金利は主に固定金利であります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照ください。）。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	5,681	5,681	－
(2) 受取手形及び売掛金	4,768	4,768	－
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,343	1,343	－
資産計	11,794	11,794	－
(1) 支払手形及び買掛金	2,178	2,178	－
(2) 短期借入金	383	383	－
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	180	180	△0
負債計	2,743	2,743	△0

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記事項)

1 株当たり純資産額 891.81円

1 株当たり当期純利益 42.76円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,306	流動負債	5,159
現金及び預金	4,305	支払手形	186
受取手形	955	買掛金	1,847
電子記録債権	1,081	短期借入金	350
売掛金	2,477	リース債務	25
有価証券	1,000	未払金	645
商品及び製品	97	未払費用	740
原材料及び貯蔵品	713	未払法人税等	289
仕掛品	1,152	賞与引当金	269
前払費用	59	役員賞与引当金	25
関係会社貸付金	220	その他	780
繰延税金資産	161	固定負債	1,587
その他	83	リース債務	27
貸倒引当金	△2	退職給付引当金	1,552
固定資産	11,190	その他	7
有形固定資産	8,609	負債合計	6,746
建物	3,543	純 資 産 の 部	
構築物	166	株主資本	16,661
機械装置	2,302	資本金	164
車輛運搬具	5	利益剰余金	16,497
工具器具備品	224	利益準備金	41
土地	2,364	その他利益剰余金	16,456
建設仮勘定	2	特別償却準備金	48
無形固定資産	119	別途積立金	13,000
ソフトウェア	107	繰越利益剰余金	3,407
その他	11	評価・換算差額等	88
投資その他の資産	2,460	その他有価証券評価差額金	88
投資有価証券	321		
関係会社株式	1,622		
関係会社出資金	50		
長期貸付金	24		
繰延税金資産	426		
その他	15		
貸倒引当金	△1		
資 産 合 計	23,496	純 資 産 合 計	16,750
		負債及び純資産合計	23,496

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年 4 月 1 日)
(至 平成29年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,140
売 上 原 価		11,375
売 上 総 利 益		3,765
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,731
営 業 利 益		1,033
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	74	
受 取 賃 貸 料	24	
そ の 他	21	124
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
そ の 他	12	15
経 常 利 益		1,142
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14	
そ の 他	0	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	23	
減 損 損 失	30	
特 別 退 職 金	44	100
税 引 前 当 期 純 利 益		1,057
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	291	
法 人 税 等 調 整 額	△69	222
当 期 純 利 益		835

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年 4月 1日)
(至 平成29年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	利益剰余金				利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金				
		特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	164	41	66	13,000	2,994	16,102	16,266
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△440	△440	△440
当 期 純 利 益					835	835	835
特別償却準備金取崩			△17		17	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△17	－	412	395	395
当 期 末 残 高	164	41	48	13,000	3,407	16,497	16,661

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	43	43	16,309
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△440
当 期 純 利 益			835
特別償却準備金取崩			－
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	45	45	45
当 期 変 動 額 合 計	45	45	440
当 期 末 残 高	88	88	16,750

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記事項)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 製品・仕掛品（完成粉末を除く）

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 仕掛品（完成粉末）・原材料（原料粉末）

総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

（但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によりしております。）

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物・構築物	15 ～ 50年
機械装置・車輛運搬具	12年
工具器具備品	2 ～ 10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

（なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。）

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、「流動負債」の「支払手形」に含めていた「設備支払手形」は、重要性が増したため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

なお、前事業年度の「設備支払手形」は99百万円であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記事項)

1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	539百万円
土地	700百万円
合計	1,239百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	350百万円
合計	350百万円

当該債務に係る根抵当権の極度額は3,200百万円であります。

2 有形固定資産の減価償却累計額 15,916百万円

3 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

FUJILLOY (THAILAND) CO.,LTD.	120百万円
	(37百万THB)
PT.FUJILLOY INDONESIA	53百万円
	(6,411百万IDR)
合計	174百万円

4 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

短期金銭債権	245百万円
短期金銭債務	51百万円

(損益計算書に関する注記事項)

1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 833百万円

仕入高 458百万円

販売費及び一般管理費 68百万円

営業取引以外の取引による取引高 75百万円

2 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
熊本県南関町	遊休資産	建物	29
熊本県南関町	遊休資産	機械装置	0
熊本県南関町	遊休資産	工具器具備品	0

当社は、原則として事業用資産については、全社を一つのグループとし、遊休資産については個々の資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、遊休資産のうち、時価が下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として計上しました。

なお、当資産グループの回収可能額は、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記事項)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

当事業年度の末日において、自己株式は保有しておりません。

(税効果会計に関する注記事項)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	464百万円
賞与引当金	114 //
たな卸資産評価損	22 //
投資有価証券評価損	17 //
減損損失	17 //
未払事業税	23 //
その他	5 //
繰延税金資産小計	<u>665百万円</u>
評価性引当額	<u>△25 //</u>
繰延税金資産合計	<u>639百万円</u>
繰延税金負債	
特別償却準備金	20百万円
その他有価証券評価差額金	30 //
繰延税金負債合計	<u>51 //</u>
繰延税金資産の純額	<u>588百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記事項)

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	PT.FUJILLOY INDONESIA	所有 直接99.98% 間接 0.02%	素材及び製品の販売 加工の委託 従業員の出向 資金の貸付	資金の貸付 (注)	220	関係会社 貸付金	220
				資金の返済 (注)	220		
				利息の受取 (注)	3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1株当たり情報に関する注記事項)

1株当たり純資産額	837.50円
1株当たり当期純利益	41.75円

(重要な後発事象に関する注記事項)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 公認会計士 石川 純夫 ㊤
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 飯塚 徹 ㊤
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、富士ダイス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士ダイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

富士ダイス株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人			
指定有限責任社員	公認会計士	石川 純夫	㊟
業務執行社員			
指定有限責任社員	公認会計士	飯塚 徹	㊟
業務執行社員			

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、富士ダイス株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、また、重要な子会社に赴いて事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

- (5) さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (6) また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月16日

富士ダイス株式会社 監査役会
常勤監査役 宮 川 弘 ㊟
社外監査役 岸 田 一 男 ㊟
社外監査役 大 森 実 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様のご期待にお応えするため、安定的かつ積極的な利益還元に取り組むことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、平成29年4月12日に東京証券取引所市場第一部に市場変更できましたことから、記念配当を加え、次のとおりとさせていただきます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金22円（うち、普通配当21円・記念配当1円）
総額440,000,000円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
うちだ いちろう 内田 伊知郎 (昭和29年3月26日生)	昭和51年3月 農林中央金庫入庫 平成14年7月 同総務部副部長 平成16年6月 同外国営業部長 平成17年6月 協同クレジットサービス(株)取締役総務部長 平成20年6月 三菱UFJニコス(株)執行役員営業本部特命担当 平成22年6月 小野田化学工業(株)常勤監査役 平成27年11月 公益社団法人日本監査役協会理事 平成28年7月 (株)ヒューテックノオリン入社(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 2. 内田伊知郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 内田伊知郎氏は、金融機関での業務経験、取締役及び監査役として豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
 4. 当社は、内田伊知郎氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、期待された役割を十分に発揮できるよう責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
 5. 内田伊知郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 取締役賞与支給の件

当期末時点の取締役7名(社外取締役を除く)に対し、当期の業績等を勘案して、取締役賞与総額25,000,000円を支給することといたしたいと存じます。なお、各取締役に対する具体的金額、支給の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

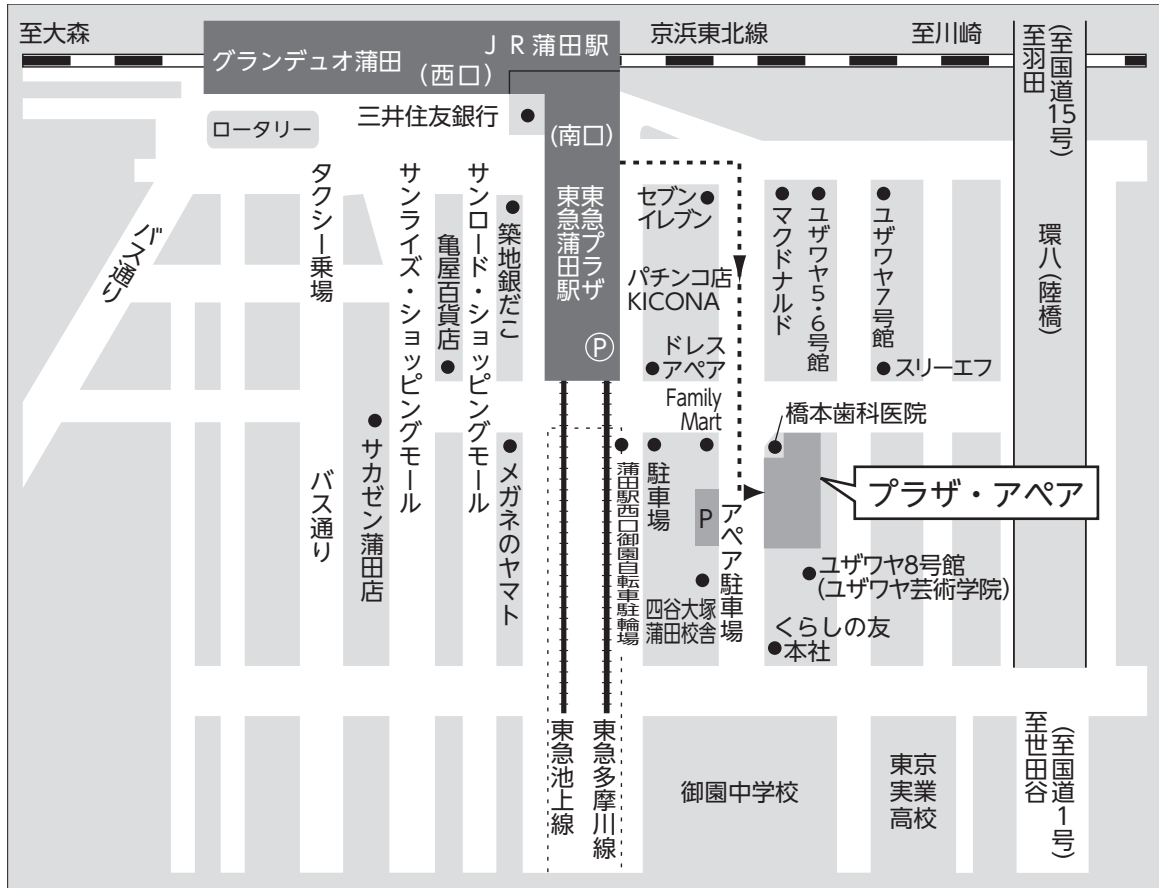
以上

株主総会会場ご案内図

プラザ・アペア 2階 「オリジア」

東京都大田区西蒲田八丁目3番5号

電話 03(3732)4122



交通のご案内

JR京浜東北線・東急多摩川線・東急池上線の蒲田駅南口より徒歩2分

※駐車券の配布はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

※当日、お土産をご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。